

基準外の方用

平成18年9月25日

障がい者移動支援サービスのお知らせ

平成18年10月から障害者自立支援法が全面施行され、移動介護（ガイドヘルプサービス）については、移動介護サービスから、新たに設けられる地域生活支援事業における移動支援事業として実施することとなりました。

これにより10月以降のサービスにつきましては、下記のとおりとなりますのでお知らせいたします。

記

移動支援事業

1 対象者

- 1) あきる野市内に住所を有する方で、次の①②の両方の条件に該当し外出の際に移動支援が必要と認められた者。
- 2) 視覚障がい者（児）、知的障がい者（児）、身体障がい者等で1・2級の両下肢障がい者、1・2級の内部障がい者で車イスが必要と認められる者、精神障がい者のいずれかに該当し、障がい者手帳（身体障がい者手帳・愛の手帳・精神障がい者保健福祉手帳）を所持または、手帳の交付が見込まれる者。
- 3) 市が実施する調査事項に該当し、移動支援が適当と認められた者。

2 サービス内容

社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出時（ただし、通勤、通学、営業活動などの経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出、原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限る。）における移動支援及び移動時の移乗補助、排せつ等身体介護。

1) 支給時間数

区 分	上限支給時間
小学校3年生以下	月 5時間
小学校4年生以上	月 25時間

※ 現在この上限支給時間を越えて支給決定されている方については、本来であれば、支給基準以内に減らして支給決定をしなければいけないのですが、急激な支給量の変更を避けるため、今回の支給期間に限り今までどおりの支給量で決定することになりました。

次の更新の際に担当地区ケースワーカーと調整しながら、支給量を決定していきたいと考えていますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

平成18年9月25日

障がい者移動支援サービスのお知らせ

平成18年10月から障害者自立支援法が全面施行され、移動介護（ガイドヘルプサービス）については、移動介護サービスから、新たに設けられる地域生活支援事業における**移動支援事業**として実施することとなりました。

これにより10月以降のサービスにつきましては、下記のとおりとなりますのでお知らせいたします。

記

移動支援事業

1 対象者

- 1) あきる野市内に住所を有する方で、次の①②の両方の条件に該当し外出の際に移動支援が必要と認められた者。
- 4) 視覚障がい者（児）、知的障がい者（児）、身体障がい者等で1・2級の両下肢障がい者、1・2級の内部障がい者で車イスが必要と認められる者、精神障がい者のいずれかに該当し、障がい者手帳（身体障がい者手帳・愛の手帳・精神障がい者保健福祉手帳）を所持または、手帳の交付が見込まれる者。
- 5) 市が実施する調査事項に該当し、移動支援が適当と認められた者。

2 サービス内容

社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出時（ただし、通勤、通学、営業活動などの経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出、原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限る。）における移動支援及び移動時の移乗補助、排せつ等身体介護。

2) 支給時間数

区 分	上限支給時間
小学校3年生以下	月 5 時間
小学校4年生以上	月 2 5 時間

移動支援事業について

1 報酬単位（10月以降の国基準身体介護・家事援助の単位と同じです。）

利用時間（時間）	外出介護	外出基本
～0.5	230単位	80単位
～1.0	400単位	150単位
～1.5	580単位	225単位
～2.0	655単位	以降30分ごとに70単位
～2.5	730単位	
～3.0	805単位	
～3.5	以降30分ごとに70単位	

2 日中時間帯以外に加算の算定

午後6時から午後10時まで	25%に相当する額
午後10時から午前8時まで	50%に相当する額
午前6時から午前8時まで	25%に相当する額

3 級地加算

級地については介護給付の居宅介護等と同様

4 利用者負担額

利用料の1割負担

区分	世帯の収入状況	利用者負担上限月額
生活保護	生活保護世帯の方	0円
低所得1	市町村民税非課税世帯でサービスを利用する 本人の収入が80万円以下の方	15,000円
低所得2	市町村民税非課税世帯	24,600円
一般	市町村民税課税世帯で上記以外の方	37,200円

5 低所得者の激変緩和措置

低所得1・2の方については利用料を3%に減免します。

6 社会法人減免制度

移動支援については、適用になりません。